

さ情審査答申第10号
平成15年5月13日

さいたま市長 相川 宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池 保夫

答 申 書

平成14年4月25日付けで貴職から受けた、市総合振興計画策定市民懇話会への応募者（259名）に係る性別・年齢・職業等の区分データ＜総合政策部企画調整課＞（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件対象行政情報につき、さいたま市情報公開条例第7条第2号の規定により、非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成14年1月21日付けさ政広収第250号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定について、これを取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

本件処分の理由について、「条例第7条第2号に該当」、「特定の個人を識別することができる個人情報であるため」とされていたが、条例の理念に基づき部分公開原則を適切に適用するならば、市民懇話会応募者リストのうち「関心のあるテーマ」欄のみを公開することは、個人識別性がなく当事者のプライバシーを不当に侵害することにもならないので、「関心のあるテーマ」欄は条例第7条第2号に該当せず、したがって本件処分は

条例の解釈と運用を誤った違法なものであり、取り消されるべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、非公開理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 市民懇話会応募者リストの中には、番号、通番、当落、氏名、ふりがな、区、郵便番号、年齢、性別、職業、日中連絡先、関心のあるテーマ、備考欄が記載されている。しかしながら、異議申立人からは本件対象行政情報のとおり「関心のあるテーマ」欄は、公開請求がなされておらず、情報公開請求の対象外情報である。
- 2 本件対象行政情報の名称に「等」とあるが、この「等」という言葉は、一般的に同類の他のものを省略するとき用いているものであり、重要と判断されるもの、相手方に伝えなければならないものに使用することはなく、「等」の中に「関心のあるテーマ」欄が含まれていると解釈することは無理がある。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件において、行政情報公開請求書には「公開請求に係る行政情報の名称又は内容」として「市総合振興計画策定市民懇話会への応募者（259名）に係る性別、年令、職業等の区分データ」と記載されている。実施機関は、この「等」には「関心のあるテーマ」欄は含まれないと解釈し、本件異議申立てを不適法な異議申立てであると意見を述べている。

しかし、実施機関は市民懇話会応募者リストが公開請求の対象となっている行政情報であると判断しているものであり、応募者リストには「関心のあるテーマ」欄も応募者のデータとして存在するのであるから、この「関心のあるテーマ」欄も応募者の区分データとみる方が自然である。少なくとも、公開請求書を前記のとおり記載で受け付けている以上、公開請求者に確認もしないで「関心のあるテーマ」欄を請求の対象となっていないと判断することは、補正の指導を実施機関に求めている条例（第6条第2項）の趣旨に反すると考える。

- 2 したがって、実施機関の本件処分は、「関心のあるテーマ」欄についても非公開決定をしたものと解さざるを得ない。当審査会は、この「関心のあるテーマ」欄は「特定個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第7条第2項）に該当すると考えるので（同一の異議申立人にかかる2002年2月6日付け市総合振興計画「市民懇話会／応募者リスト」部分公開決定処

分に係る異議申立てに対する、平成14年12月18日付けさ情審査答申第5号に判断を示したとおりである）、実施機関がこの欄も非公開としたこと自体は妥当と考える。

そうすると、非公開決定通知書において、非公開理由を「さいたま市情報公開条例第7条第2号に該当（改行）特定の個人を識別することができることとなる個人情報であるため」と記しているため、理由に齟齬を来たすことになる点が問題となるが、同一の異議申立人にかかる前記異議申立ての前提となっている非公開決定通知書において、「関心のあるテーマ」欄は「特定個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第7条第2号）に該当するとの実施機関の考え方が示されており、実質的に異議申立人には理由が示されていると解することができるので、当審査会は理由に齟齬を来たすことをもって、処分を取り消すべきものとは考えない。

- 3 よって、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成14年 4月25日	諮問の受理
②	同 年 5月23日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成15年 2月20日	審議
④	同 年 3月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 4月23日	審議